

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年2月16日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第9回新株予約権 21,831,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,121,833,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	218,310個 (新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	21,831,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日(月)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社ピクセラ 管理部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
払込期日	平成30年3月5日(月)
割当日	平成30年3月5日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店

- (注) 1. 本有価証券届出書により募集する第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)については、平成30年2月16日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申し込み及び払い込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。
Oakキャピタル株式会社
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は21,831,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、金142円とする。ただし、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金3,121,833,000円 ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年3月5日から平成32年3月4日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ピクセラ 管理部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額とする。ただし、行使価額が同欄第3項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金100円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
-------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
6. ロックアップ条項
当社はO a k キャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、O a k キャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行

されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年3月5日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

7. 先買権条項

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年3月5日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

8. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,121,833,000	17,000,000	3,104,833,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額21,831,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額3,100,002,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用3,000,000円、弁護士報酬費用2,700,000円、登記関連費用11,000,000円、その他諸費用300,000円を予定しております

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
a) EC通販プラットフォームを通じた直販体制の確立、及びb) 月額課金型ビジネスモデルの構築を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金	2,500百万円	平成30年3月～平成31年3月
EC事業推進のためのソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金	500百万円	平成30年3月～平成31年3月
ブランドの構築および認知度の向上を目的としたコンサルティング・販売促進等の費用	104百万円	平成30年3月～平成31年3月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権の行使による調達額(3,104百万円)につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記～の順に充当する予定であります。
3. M&Aまたは資本・業務提携の資金の支出予定期間において、当社が希望する条件のM&Aまたは資本・業務提携の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。
4. 本新株予約権の発行による資金調達の目的及び具体的な使途は以下のとおりであります。

(1) 当社のこれまでの経営戦略

当社は、昭和57年の創業以来、デジタル機器を通じて社会に貢献することをテーマとして、技術開発を基軸に、ソフトウェア、ハードウェア半導体設計に至るまで、すべての基幹技術を自社で開発し、マルチメディアを身近にする新しい技術や製品を一気通貫で提供できることを当社の強みとしてまいりました。

これまで当社が中核事業としてきたホームAV事業、パソコン関連事業、AVソフトウェア事業の3つの事業においては、これまで当社が培ってきた、画像・音声のコーデック技術、画像処理技術、デジタルテレビ放送処理技術を活かし、ハードウェア、ファームウェア、ドライバ、ミドルウェア、アプリケーションをWindows、Mac、Android、組み込みOSなど様々なマルチプラットフォームで、ワンストップ・ソリューション設計開発を強みとした事業展開を進めてまいりました。

これら3つの中核事業における市場環境の急激な変化や市場規模そのものの縮小に対応し、新たな事業基盤を構築すべく、平成27年8月の第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行、及び、平成28年8月の第三者割当による第7回新株予約権の発行、及び同年9月の第三者割当による第8回新株予約権の発行により調達した資金を活用し、新規事業としてIoT関連事業、自動多言語翻訳システム事業、AR/VR事業の3つの成長事業に加え、AI(人工知能)機能やAIで機能向上したIoT、自動多言語翻訳システム、AR/VR機能を当社既存事業であるホームAV事業と組み合わせAI機能付き融合事業への投資を積極的に進めてまいりました。これら3つの新規事業においても、当社がこれまで培ってきた様々なマルチプラットフォームでのワンストップ・ソリューション設計開発力を効果的に活かすことができ、その結果、積極的に注力してまいりました新規事業領域のみならず、既存事業の領域におきましても相乗効果が生まれ、当社の経営基盤の安定化と企業価値拡大に貢献しました。その取組みの結果として、当社は、平成29年9月期において、売上高24億23百万円(前期比27.5%増)、営業利益は19百万円(前期は3億93百万円の営業損失)、経常利益は18百万円(前期は4億53百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は7百万円(前期は4億81百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)を計上し、今後も着実に成長戦略を推進してまいります。

(2) 当社のこれまでの成果

当社は平成27年8月の第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行により調達した資金を活用して、これまで蓄積してきた技術を活用でき、かつ今後の成長が見込めると考えられるIoT、自動多言語翻訳システム、AR/VRの3つの分野への積極的な投資を行った結果、IoT簡易セキュリティ・システムなど、開発が完了した製品については順次販売を開始してまいりました。更に、平成28年8月の第三者割当による第7回新株予約権の発行、及び同年9月の第三者割当による第8回新株予約権の発行により調達した資金を活用して、当社が強みとするセットトップボックス(注)(以下、「STB」といいます。)、TVチューナー、モバイルチューナーなどの一連の商品群に、これらIoT、自動多言語翻訳システム、AR/VRの3つの領域を組み合わせる開発を行い、4K実用放送が開始される平成30年12月へ向けて、4K試験放送受信機を搭載したSTB製品の開発を完了させることができました。

今後は当該4K放送対応STB製品に、IoT機能、AI機能、AR/VR機能、防災システム機能などを付加した特色ある製品の開発を継続し、平成30年7月までに当該製品を完成させ販売を開始していく予定であります。

(注)セットトップボックスとはケーブルテレビ放送、衛星放送、地デジ放送、ブロードバンドVODなどの放送信号を受信して、一般のテレビで視聴可能な信号に変換する機器をいいます。

(3) 当社の経営課題

当社は、以下を主な原因として売上・利益が不安定な状況にありましたので、それらを抜本的に改善することが喫緊の経営課題として認識しております。

OEM供給に依存した事業構造

当社はこれまでOEM(発注先のブランドで販売される製品を製造することをいいます。)供給による展開が中心であったため、OEM供給先のスペックの変更や納期の「期ずれ」(当社として当期に計上することができた売上を、OEM供給先の要請で翌期に計上しなければならなくなる事態をいいます。)などOEM供給先の都合により当社の売上・利益が大きく影響されるということが常態化しておりました。当社は会社全体のリソースをOEM供給先への販売に向けていたことから、当社の新製品の販売戦略もOEM供給先に合わせて策定されており、また当社製品のプロダクトサイクルもOEM供給先の販売戦略の趨勢の影響を受け易いことから、当社独自の販売促進などの営業強化策を導入しにくいという事情がありました。

売り切り型販売

当社はこれまで家電メーカーとして、比較的ライフサイクルが長い製品を製造販売してきました。そのため買い替えまでの期間が長い製品を中心にした売り切り型の事業でありました。長期のライフサイクルの売り切り型の事業であるため、定期的又は短期的なサイクルで売上・利益を計上できる顧客ベースの構築ができていない状況にありました。

ブランド認知度の低さ

これまでOEM先のブランドで当社製品が販売されていたため、当社のブランド名を市場に浸透させることができない状況でありました。さらに、この自社ブランドの認知度の低さが、直接販売をしにくい状況を助長しており、売上・利益の安定成長に繋げにくい状況でありました。

(4) 当社の経営課題の解決と成長へ向けた施策

当社は今後、OEM供給に過度に依存した事業構造から脱却すると同時に、売り切り型から月額課金など定期的に収入が得られる事業構造も取り入れ、独自の顧客ベースを構築することにより、売上・利益の安定化と成長を目指してまいります。その施策として以下を積極的に推進して参ります。本新株予約権により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

直販体制の確立と月額課金型ビジネスモデルの構築

a) EC通販プラットフォームを通じた直販体制の確立

当社ブランド名での当社製品の販売は、現状では卸経由で家電量販店での販売が中心となっております。しかし、家電量販店での販売では、顧客の属性等を把握できず自社による顧客データベース化ができないため、積極的なマーケティングを独自で行えないという状況があります。そこで、今後はEC通販を主体とするエンドユーザーに直接アプローチする直販体制に変えていくことが、延いては当社の売上・利益を伸ばしていくために必須であると考えます。

当社は既に自社ECサイト「NextMall」を運営しておりますが、EC通販の運営におけるプロモーション等のノウハウが不足しているという問題があります。そこで、EC通販を通じて当社の売上・利益への貢献を速やかに実現する為には、当社自らが既存ECサイトの改良または新規開発を行うのではなく、既に一定の顧客ベースを持つEC通販会社や特色あるコンテンツやアプリを持った会社との資本・業務提携を含むM&Aを積極的かつ迅速に進め、買収先または資本・業務提携先の持つEC通販プラットフォームを活用して当社の製品・サービスの拡大展開を図ることが当該施策を実行するうえで最適な選択肢であると考えております。本新株予約権により調達する資金の一部を資本・業務提携を含むM&Aに充てたいします。

当社が構築を目指すECポータルサイトでは、自社製品のみならず、当社が今後提供していくスマートホームハブ(注1)の機能向上に繋がる他社製品・サービスを外部より積極的に調達、販売することも進めてま

いります。具体的な商材として、1) 当社独自の製品としての4K放送対応STBとTVパネルのセット、IoT簡易セキュリティ・システム、スマートホームハブ、4K放送対応スマートテレビ、AI音声認識スピーカーなどの自社製品のみならず、2) 外部調達による製品・サービスとしてのSIMフリースマートフォン・タブレット端末、ゲーム配信、スポーツ中継VR視聴コンテンツ、有料ビデオコンテンツ等を想定しております。

b) 月額課金型ビジネスモデルの構築

上記ECポータルサイトの構築により、当該直販ECポータルサイトにおいて、当社は自社サービスとしてのIoT簡易セキュリティ・システム、スマートホームハブ、外部調達による他社サービスとしてのゲーム配信、スポーツ中継VR視聴コンテンツ、有料ビデオコンテンツ等、さらに旅・食・地域創生・スポーツ等に関わるサービス等を月額課金型ビジネスモデルで展開してまいります。

以上のような月額課金型ビジネスモデルを展開していくのに、既に顧客ベースを持って当該ビジネスモデルで展開中のEC通販・コンテンツ事業の買収や資本・業務提携を含むM&Aを積極的かつ迅速に進め、買収先または資本・業務提携先の持つEC通販プラットフォームを当社が活用することが当該施策を実行するうえで最適な選択肢であると考えております。本新株予約権により調達する資金の一部を資本・業務提携を含むM&Aに充てたいします。

(注1) スマートホームハブとは、日本中の家の中の様々な家電をテレビを軸にホームIoTで繋ぎ、AR/VRによる今までにないエンターテインメント性を家庭内で実現させ、AI/ビッグデータ活用による生活の質の向上を図ることを可能にする環境をクラウド提供する当社のサービスです。

また、当社では既に平成29年3月よりMVNO(仮想移動体通信事業者)サービス「ピクセラモバイル」及び同年9月より東日本電信電話株式会社(NTT東日本)・西日本電信電話株式会社(NTT西日本)とのFTTH(光回線サービス) コラボサービス「ピクセラ光」の販売を開始いたしました。それぞれ低額料金によるサービス提供となりますが、月額収入による安定した収益基盤を作ることを目指しております。

これらの分野では既に多くの事業者が参入し、単なる回線提供サービスのみではコモディティ化していることから事業者間での激しい価格競争に陥ります。しかし、当社はMVNO及びFTTH 事業に参入を果たしたことにより、MVNO及びFTTHネットワーク上で、当社のこれまでの積極的な投資の成果であるSTBと融合したAI機能やIoTシステムなど差別化が可能な様々な自社開発サービスを月額課金システムで展開することも合わせて可能となり、これまでの自社製品の売り切り販売による収益のみならず、月額課金型の継続的なサービス提供により、販売機会を拡大すると共に安定収益も追及することが可能となると考えます。

EC事業推進の為のソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化

当社は、自社製品の開発の加速と新たなサービスを創出していく為のソフトウェア開発力の向上へ向けて、開発部隊の強化が必須と考えております。

ECポータルサイトを中心とした直販体制の構築に伴い、ネットワーク設計・構築、サーバ構築・運用、Web/アプリ開発・設計及び運用の為のエンジニアを確保する必要があります。当社のエンジニアリング活動はこれまでSTBやTV等の家電機器の設計・開発が中心であった為、自社ECポータルサイト構築のためのエンジニアが不足しております。一方、エンジニアの採用環境が厳しく、一括してまとまった人数を採用することが困難な環境があります。そこで、当社が求めるネットワーク系に強みを持つソフトウェア開発・運用技術等を保有し当社とのシナジーが見込まれる企業との資本・業務提携を含むM&Aを通じて、当該ソフトウェア開発機能の強化を図っていくことも今後の当社の成長戦略として重要であると考えております。本新株予約権により調達する資金の一部を資本・業務提携を含むM&Aに充てたいします。

ブランドの構築および認知度の向上

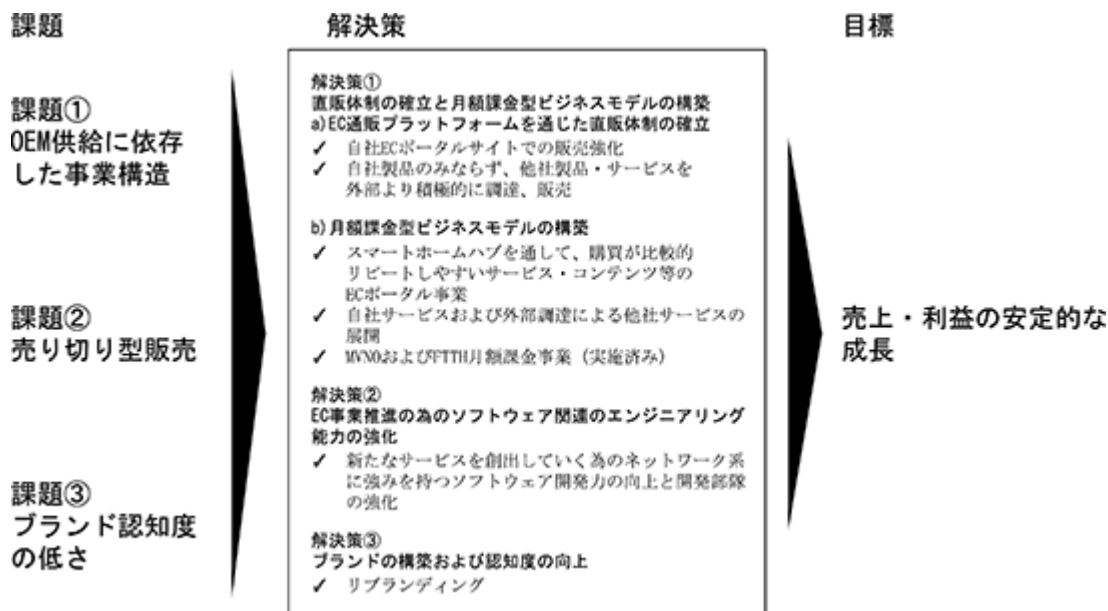
直接販売チャネルによる直販体制の確立には自社ブランドの認知度を高めていくことも求められると考え、上述のエンドユーザーに直接アプローチする直販体制の確立に向けて当社独自のブランド戦略も構築して参ります。具体的には、リブランディングにより当社のブランド名を浸透させていく為、外部協力会社の支援をもとに以下の施策を講じていきます。本新株予約権により調達する資金の一部をブランドの構築および認知度の向上を目的としたコンサルティング・販売促進等の費用に充てたいします。

- ・ブランド環境の分析
- ・ブランド戦略構築
- ・クリエイティブ開発、ブランドガイドライン開発
- ・ブランドの浸透ツール開発
- ・ブランドコミュニケーション

上記 から の施策を実施していくにあたり、当社は、EC通販事業を営み強固な販路を持つ企業およびソフトウェア開発・運用技術等を保有し当社とのシナジーが見込まれる企業等を候補として、複数の仲介業者から複数の買収・資本提携候補先の紹介を受けており、現在、鋭意選定・協議中であります。

現時点において確定した買収先・資本業務提携先はございませんが、M&A市場がますます活況となっており、買い手候補者にとって激しい競争環境にある中で、当社の成長戦略に適うより望ましい候補先企業の買収または資本・業務提携を早期に実現するためには、事前に関収資金の調達ができている又は調達の目処が立っていることが必要不可欠です。

当社としては遅くとも平成31年3月までに買収または資本業務提携の実現を目指しておりますが、現在候補先を選定中であるため、支出は各案件の進捗に応じて、段階的に行われることとなります。このため、現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難ですが、具体的なM&A案件が正式に決定した場合は、適切に開示いたします。



(5) 成長戦略に基づく当社の投資プラン

以上の成長戦略および事業戦略を推進し、M&Aにより収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高めることが、当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第156期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月29日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第157期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月4日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第157期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月2日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第157期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年2月2日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式1,521,800株及び第8回新株予約権1個（潜在株式数100株）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	平成29年9月に当社は割当予定先に対して、宿泊施設向けIoTシステムを販売（販売価格：5,500,000円）しております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社の成長戦略及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権、平成28年8月22日付で発行した第7回新株予約権及び平成28年9月20日付で発行した第8回新株予約権の割当先であるO a k キャピタル株式会社と度重なる協議を行いました。その結果、平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権、平成28年8月22日付で発行した第7回新株予約権及び平成28年9月20日付で発行した第8回新株予約権において、O a k キャピタル株式会社は新株式の発行代金を全額払い込んだことと、当社の資金需要に沿って新株予約権を行使してきた実績に加えて、O a k キャピタル株式会社による当社の事業戦略に係る提案による当社の新規事業展開に貢献してきた実績を踏まえ、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し同社を割当先の候補といたしました。

O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において15年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。O a k キャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長のための資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

この度の割当予定先としての選定によって、割当予定先から顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等が期待され、業績向上により当社の事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株予約権の割当により、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、O a k キャピタル株式会社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介などにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成30年2月16日開催の当社取締役会において、O a k キャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の総数は218,310個、本新株予約権の目的である株式の総数は21,831,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より、本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨の報告を受けております。これに加えて、O a k キャピタル株式会社の平成29年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び平成30年3月期第3四半期報告書に係る四半期連結財務諸表の閲覧等により、同社が本新株予約権の発行価額の総額の合計、及び本新株予約権の行使に必要な資金以上の現預金を保有していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはO a k キャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において「コンプライアンスマニュアルにおいて、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断することを定めております。反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的として、反社会的勢力への対応にあたり基本的な方針や具体的な対応について定めております。」との記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役社長 野口 真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成30年2月15日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート 0.154%)、ボラティリティ(81.76%)、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項(当該条項の詳細は、「1[新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)](2)[新株予約権の内容等]表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(本新株予約権は平成30年3月5日から平成32年3月4日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の払込金額を100円(1株当たり1.00円)と算定いたしました。なお、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項

を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金100円(1株当たり1.00円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年2月15日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の142円と同額の142円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「平成30年9月期第1四半期決算短信」を平成30年2月14日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均181.32円に対する乖離率は21.69%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均188.90円に対する乖離率は24.83%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均206.04円に対する乖離率は31.08%となっております。

また、当社監査役3名全員(うち、社外監査役2名)は、本新株予約権の発行については、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルー・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される株式数は21,831,000株(議決権の数は218,310個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数48,678,881株(議決権の数は485,579個)に対して44.85%(議決権の総数に対する割合は44.96%)の割合で希薄化が生じることとなります。

本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高3,607,626株に対して、本新株予約権の行使により発行される株式数21,831,000株を本新株予約権の行使期間2年間(500営業日と仮定)で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は43,662株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の1.21%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数21,831,000株に係る割当議決権数は218,310個となり、当社の総議決権数485,579個(平成30年2月16日現在)に占める割合が44.96%となります。

したがって、割当予定先のOakキャピタル株式会社が割り当てられた割当議決権数を所有した場合には、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	1,521,800	3.13%	23,352,800	33.18%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	5.23%	2,538,381	3.61%
佐々田 洋明	広島県福山市	1,800,000	3.71%	1,800,000	2.56%
田中 良和	京都市中京区	953,500	1.96%	953,500	1.35%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	1.65%	800,000	1.14%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	649,600	1.34%	649,600	0.92%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	631,500	1.30%	631,500	0.90%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	548,500	1.13%	548,500	0.78%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	522,800	1.08%	522,800	0.74%
株式会社エス・エス・ディ	大阪府富田林市藤沢台6丁目24番22号	475,000	0.98%	475,000	0.67%
計		10,441,081	21.50%	32,272,081	45.85%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成29年9月30日以降の総議決権数の増加及び株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年2月16日現在の総議決権数(485,579個)に、本新株予約権の目的となる株式の数21,831,000株により増加する議決権数(218,310個)を加えた数によって算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の行使により発行される株式数は21,831,000株（議決権の数は218,310個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数48,678,881株（議決権の数は485,579個）に対して44.85%（議決権の総数に対する割合は44.96%）の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達は、成長戦略および事業戦略を推進し、M&Aにより収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高めることが、当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。資金調達の方法としては、新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、直接金融での資金調達を行うことといたしました。なお、金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容などの現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。

直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株予約権の発行による今回の資金調達のスキームは、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する投資会社であり、豊富な投資実績を有するとともに、企業投資に付随して、成長戦略の策定や営業支援なども行うなど、投資先企業の企業価値向上のための総合的な支援体制を有しています。

割当予定先における当社に対する投資方針は純投資であり、株価が上昇した場合には、順次売却を進め、株式の長期保有又は経営参加若しくは企業支配の意思はないことに加え、当社の資金需要に応じた新株予約権の行使が見込まれ（株価が行使価額に満たない場合であっても妥当な資金使途であると判断できる場合は行使を実施した実績がある）、払込資金に関する問題もないことから、かかる割当予定先の保有方針及び投資方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても（上記の保有・売却方針から、結果として30%超の保有比率となる事は想定していません。）、相当なものであると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株予約権の行使により発行される株式数は21,831,000株（議決権の数は218,310個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数48,678,881株（議決権の数は485,579個）に対して44.85%（議決権の総数に対する割合は44.96%）の割合で希薄化が生じることとなります。

したがって、割当予定先のOakキャピタル株式会社が割り当てられた割当議決権数を所有した場合には、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、当社取締役会では、今回の資金調達により、成長戦略および事業戦略を推進し、M&Aにより収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高めることが、当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

また、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条第2号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社とは利害関係の無い弁護士及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成30年2月16日付で飯田岳氏（阿部・井窪・片山法律事務所）及び社外監査役2名（河崎達夫氏および野垣浩氏）から当社の取締役会に対して、

発行会社はOEM供給による事業展開が中心であるため、供給先の都合で売上・利益が大きく影響を受けたり、ブランド認知度が低い面があるところ、こうした点の改善のため、特定の顧客に売上を依存しないIEC直販体制を強化したり、売上債権の早期回収が見込める月額課金の事業に経営資源を投入することは、経営の方向性として不合理でないこと、またそれと並行して、ソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化を行うことや、不特定多数の顧客への訴求力を高めるべくブランドの認知度の強化を図ることに合理性があると考えられること、

発行会社は6期ぶりに黒字転換を果たしたものの、営業キャッシュフローは依然としてマイナスであり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がなお存在していると判断していること、

発行会社は2017年9月期末において1,843百万円の手元現預金を有しているが、当該現預金は第7回および第8回新株予約権の発行により調達した資金のうち未だ資金使途に用いられていないものであり、今後の製品の開発の進捗等に応じて使用が予定されているものであること、
本件新株予約権の発行価額は第三者算定機関の評価額をもとにしており、その評価過程や発行価額の決定過程に特段不合理な点は見当たらないこと、
銀行借入や公募増資等の他の資金調達手段を比較したうえで、買収先・資本業務提携先の選定段階に応じて割当予定先が段階的に資金の払込みを行うことができるように配慮して本件新株予約権の発行という手段を選択した発行会社の判断に特段不合理な点はないこと、
割当予定先の0akキャピタルは第6回から第8回の新株予約権を1個を残しすべて行使して発行会社の所期する資金調達を実現させてきた実績があること、
調達金額は、発行会社の連結売上高規模や営業利益・損失の規模および上記で述べた現状の経営課題を補完・改善するためのM&A資金であることからすれば、強ち不合理なこととはいえないこと、
～を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書を受領いたしました。

以上の検討及び対応策並びに経営者から一定程度の独立した者による意見内容を踏まえ、当社取締役会は本新株予約権の発行を決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第36期)及び四半期報告書(第37期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月16日)までの間において重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の(継続企業の前提に関する重要事象等)に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(4) その他のリスク

～ 略

新株予約権の権利行使による株式価値の希薄化について

平成28年8月4日の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法による第8回新株予約権の発行について決議いたしました。また、平成30年2月16日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法による第9回新株予約権を発行いたしました。これらの新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれ第8回新株予約権は100株、第9回新株予約権は21,831,000株となり、合計すると21,831,100株となります。これは当社の発行済株式総数48,678,881株の44.85%にあたり、行使により当社株式1株あたりの株式価値が希薄化される可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローが4期連続でマイナスとなっており、また、当第1四半期連結累計期間においても、2億84百万円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。しかしながら、財務基盤の安定性は確保されているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第37期第1四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月22日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野明彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本光弘 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当連結会計年度終了後、第8回新株予約権の行使により払込み及び新株式の発行が行われ、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ピクセラが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野明彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本光弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当事業年度終了後、第8回新株予約権の行使により払込み及び新株式の発行が行われ、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐野明彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本光弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。